

空検第330号

整理  
番号

T C D - 848-72

耐空性改善通報

昭和47年7月28日

運輸省航空局長 内村信行

1. 適用航空機

日本航空機製造式 Y S - 11 及び - 11 A シリーズ型で、  
日航製サービス・ブリテン A 32-169 (1972年6月  
14日付) 又は、航空局が承認したその改訂版に記載された  
もの。

2. 本通報による検査、修理、交換、改造等を実施しないときは、航空法第134条第2項に規定された立入検査を実施のうえ、第14条の2の規定により耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第10条第3項(第10条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定した事項を変更することができますから通報します。

なお、本通報により実施した作業については、航空法第58条第2項に定めるとおり航空日誌に記載すること。

3. 実施時期

4項による。

内  
五

#### 4. 適用項目

前脚斜支柱 (P/N 01-42020, 01-42008) 内部腐蝕によるクラックが発生した事例があるため次の事項を実施すること。

- 4.1 本通報発効後の着陸回数が 100 回を超えないうちに、日航製サービス・プリテン A32-169 又は、航空局が承認したその改訂版（以下「S/B-A32-619 等」という。）に従い、前脚斜支柱及び前脚前方支柱 (P/N 01-42309, 01-42320, 01-42330, 又は 01-42010, 01-42013, 01-42014) のタッピング・スクリュー (AN 535-6-4) 部にシーラントを追加すること。
- 4.2 (a) 次の期間内に S/B-A32-169 等に従い、斜支柱の X 線検査を実施すること。  
(i) 本通報発効時における着陸回数が 10,000 回以上のものについては、本通報発効後の着陸回数が 100 回を超えない時期。  
(ii) 本通報発効時における着陸回数が 5,000 回以上 10,000 回未満のもの、又は、入手後 2 年以上経過しているものについては、本通報発効後の着陸回数が 800 回に達するとき、又は、本通報発効後 5 ヶ月経過したときのいずれか早い時期。  
但し総着陸回数が 10,100 回を超えないこと。  
(b) (a) による X 線検査の結果に基づき、

S/B-A 32-169 等に記載された分類に従い、交換又は、再防錆処理を行なうこと。

(c) (a) に該当しない斜支柱については、本通報発効後1年以内に S/B-A 32-169 等に従い再防錆処理を行なうこと。但し、再防錆処理の実施時期が、入手後2年半以上経過している場合は再防錆処理時に、

(a) と同様のX線検査を実施し、その結果に基づき、S/B-A 32-169 等に従い必要な場合には、交換を行なうこと。

注) 一度も使用したことのない補用斜支柱については、本通報発効時を入手時とみなしてよい。また、かつて使用したことのある補用斜支柱は、その初回使用日を起算日とする。

## 5. 備 考

5.1 本通報は、昭和47年8月8日より発効する。

5.2 本通報による作業、検査及び交換を実施した場合は、有資格整備士が確認し、1週間以内に（既に実施した場合は、本通報発効後1週間以内に）地方航空局先任航空機検査官又は空港事務所駐在航空機検査長に報告すること。

5.3 日航製サービス・ブリテン A 32-169 (1972年6月14日付) は本件にかかわるものである。